

粗大ゴミの排出について ～ルールを守りましょう～

町では、一度に多量の粗大ゴミを排出することを禁止しています。

一度に排出できる粗大ゴミは、3～5点までです。それ以上大量に排出する場合は、下記の方法により排出してください。

■ 粗大ゴミの排出方法

①計画的に排出する（粗大ゴミ：3～5点まで）

一度に多量に排出しないよう、収集日等に合わせて少しずつ排出してください。

粗大ゴミを排出する際は、収集日前日までに必ず電話予約（小平清掃公社 ☎56-2740）してください。

収集日は「ゴミ収集計画表」で確認をお願いします。

②自己搬入する

自己搬入日：毎週月・水・第1、第3土曜日 午前9時～午後4時まで

【排出者自身が搬入】…自己搬入手数料（不燃ゴミ：250円/10kg 粗大ゴミ：300円/10kg）

自家用車やトラック等を借り、排出者自身が処分場へ行き処分することができます。（運転をお願いし、排出者が同乗して処分場へ行く場合を含む）

※なお、不燃ゴミと粗大ゴミは別々に計量しますので、搬入の際はご注意ください。

【一般廃棄物収集・運搬許可業者へ搬入をお願いする】…上記自己搬入手数料+収集運搬料金

収集運搬業を行っている業者へ仕事を依頼し、処分場で処分することができます。

ただし、収集・運搬を行えるのは許可を持っている業者だけです。

この場合、自己搬入手数料（不燃ゴミ：250円/10kg 粗大ゴミ：300円/10kg）のほか、別途許可業者への運搬費が発生します。

※一般廃棄物収集運搬の依頼及び運搬費等その他の事項につきましては、許可業者へ確認をお願いします。

◎小平町許可業者：小平清掃公社 ☎56-2740

アクセプト ☎59-1215



浄化槽を適正にお使いいただくために

浄化槽を設置している方は、浄化槽「保守点検業者」による4ヵ月に1回以上の保守点検と浄化槽「清掃業者」による年1回以上の清掃が義務付けられています。

また、その保守点検や清掃が適正に行われているかを確認するため、北海道の指定検査機関（財団法人北海道浄化槽協会）による年1回の法定検査を受けなければならない、これらの点検・清掃・検査の義務を怠ると罰則の適用があります。

当町で許可している浄化槽清掃業の許可業者は次のとおりです。

なお、保守点検業者につきましては、北海道知事の許可を受け登録されている業者であれば町内外を問わず依頼することができます。

許可業者	電話番号
(株)アクセプト	59-1215
(有)小平清掃公社	56-2740

